

平成30年2月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	7
福祉生活病院常任委員会.....	1 1
地域振興県土警察常任委員会.....	1 7

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 30年ー 1 (30. 2. 15)	総 務	クレジットカードを用いたギャンブルの規制・自粛を 求める意見書の提出について	倉吉市 個人	
総 30年ー 5 (30. 2. 21)	総 務	鳥取県文書の管理に関する規定（文書管理規定）の適切 な運用について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 30年－ 2 (30. 2. 15)	生活環境	架空請求被害に係る対策の強化について	倉吉市 個人	
福 30年－ 3 (30. 2. 15)	生活環境	電子商取引における景品表示法等の適用に係る消費者・事業者への注意喚起及び消費者庁等関係機関への意見書の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 3 0 年 ー 4 (30. 2. 19)	地域振興	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見 書採択について	ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会会長	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年ー 1 (30. 2.15)	総 務	クレジットカードを用いたギャンブルの規制・自粛を求める意見書の提出について ▶陳情理由 いわゆるギャンブルは、偶然の事情によって決定される勝敗に、財物を賭けて勝負することをいい、個人による賭博場の開帳、賭博行為が刑法で禁止されている（大審院昭和7年4月12日判決刑集11巻367頁）。これが社会に蔓延する場合、国民の射幸心が助長され、怠惰浪費の弊風が生まれる可能性があり、勤労の美風が損なわれるためである（最高裁大法廷昭和25年11月22日判決刑集4巻11号2380頁ほか）。 一方、国が行うギャンブルについては、たとえば競馬であれば農林水産省所管の競馬法（昭和23年法律第158号）によって、農林水産業の維持・振興のためとして、開催期間・開催時間・発走時刻などが管理された上、実施されている。宝くじは、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）が規律し、総務省が所管するが、一部は発行地方自治体の財源となり、当せん金付証票の発行については議会の議決事項にされているところである。 さて、現在、たとえば競輪やオートレース（バイクレース）については、クレジットカードで投票専用の電子マネーを購入し、その電子マネーを投票に用いることによって、クレジットカードを用いた投票が可能になっている。なお、この販売は民間が行っており、投票券の販売促進を目的にしたプロモーションなどが頻繁に実施されているようである（たとえば、1,000円購入したら〇〇（商品）、〇〇万円が当たる、など）。 また、最近報道があったように、総務省は、クレジットカードを用いたナンバーズやロトくじなどの販売を今年10月から解禁するようである。日本中央競馬会（JRA）でも、JRAカードを持っている場合、クレジットカードで購入できるようである。	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		クレジットカードは、現在は持っていないお金を、「信用」でクレジット会社から借りているものであり、これをギャンブルに用いれば、勝ったときは良いものの、負けたときは負債のみが残ることになり、デフォルト（債務不履行）、自己破産に陥るリスクが大きい。 ついては、鳥取県議会において、クレジットカードを用いた投票券の販売（ギャンブル）を規制・自粛すべき旨の意見書を、地方自治法第 99 条の規定に基づいて提出してもらいたい。 ▶陳情趣旨 鳥取県議会において、クレジットカードを用いたギャンブルの規制・自粛を求める意見書を提出すること。		
30 年－ 5 (30. 2.21)	総 務	鳥取県文書の管理に関する規定（文書管理規定）の適切な運用について ▶陳情理由 1 鳥取県文書の管理に関する規定の概略 鳥取県知事部局における文書の管理については、鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成 23 年鳥取県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県文書の管理に関する規程（平成 24 年鳥取県訓令第 2 号。以下「規程」という。）において、その詳細について必要な事項を定めているところである。 そこにおいては、所属長は、当該所属における文書管理の状況を把握し、指揮監督することが定められ、また、主に課長補佐級職員をもってその任に当たる文書管理主任及びその事務を補佐する文書管理補助員が置かれる。そして、結局のところ、鳥取県職員は、条例の趣旨にのっとり、所属の長及び文書管理主任の指示に従い、文書に係る事務を迅速かつ適正に処理するとともに、文書を適正に管理しなければならない。 また、政策法務課長は、文書に係る事務の管理に関して所属の長及び文書管理主任を指導し、必要な連絡調整を行うことと	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

		されている。 規程第 10 条には次のとおり重要な記載がある。「職員は、その上司の指示に従い、(中略)意思決定に至る経緯及び過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものを除き、文書を作成しなければならない。」 そして、文書を作成する際には、決裁は、原則、いわゆる余白起案による場合などを除き、電子決裁等システムを利用して作成し(規程第 13 条)、起案文書を回議することによって受ける(規程第 12 条)。 なお、電子決裁を利用するのは、文書等の管理・決裁・確認等を容易にするとともに、その決裁プロセスを電子的に記録して、滅失・改ざんなどを防ぎ、文書行政に対する県民の信頼を高めることができるためである。 2 鳥取県における文書管理 一方、この度、鳥取県が作成し施行した文書について、紙起案・電子決裁問わず、その作成文書の決裁プロセスを残していなかったことが発覚した。すなわち陳情者が「文書の決裁プロセスは残しているか」と尋ねたことに対する、電子メールによる所属からの説明では、「(文書)に関してですが、(文書)は、部長が確認したうえで(所属)へ手交するため、『決裁プロセスがわかるもの』としての公文書はありません」として、その起案者、作成日、決裁プロセスを残していなかった。正当決裁権者が課長で、それを部長が確認した上で施行した場合、その決裁プロセスを残すことが免除されるわけではなく、誰が決裁権者であって確認しようが、口頭の合意だけでなく、当然にこれらはその証拠を残しておかなければならない。それは、意思決定に至る経緯及び過程を後に検証できるようにし、後に何かあった場合の責任の所在を明確にするためである。 よって、鳥取県において、その作成する文書について、公文書作成に係る決裁プロセスが事後に確認できるように、条例及び規程を遵守するよう、地方自治法第 125 条の規定により、鳥取県執行部に対して求めていただきたい。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 鳥取県が作成・取得する文書について、公文書作成・取得等に係るプロセスが事後に確認できるように、各所属において鳥取県公文書等の管理に関する条例及び鳥取県文書の管理に関する規程を遵守するよう、地方自治法第 125 条の規定により、鳥取県議会から鳥取県執行部に対して求めること。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 2 (30. 2.15)	生活環境	架空請求被害に係る対策の強化について ▶陳情理由 昨今、いわゆる架空請求等による被害が多発している。 たとえば、①「あなたが使っている携帯電話のコンテンツ料金が未納なので、放置すれば法的手続をとる。解決金として〇〇万円を支払え」として、ありもしない債権・債務をでっち上げる架空請求詐欺、②身内などを装って、「〇〇してしまったのでお金が必要になった」として、主に事理弁識能力が低下した高齢者にお金を振り込ませるオレオレ詐欺、③「税金などを多くもらいすぎたので返金する」として ATM などに誘導し、逆に被害者から金銭を巻き上げる還付金詐欺などである。地元紙を読んでも、県内の高齢者だけでなく、若年層も多くひっかかっているようである。 最近では、コンビニで金券のコードを購入し、それを LINE などの SNS で送らせるなど、銀行振込に頼らないタイプの P2P の送金方法も存在する。銀行などを介さない分、監視の目が届きにくく、発覚しにくいという問題がある。 (これについては、一定額以上の送金の場合、ネットバンキングの画面や SNS アプリ上に「最近、架空請求の被害が多発しているが、あなたは大丈夫ですか。送金元の身元は明らかですか？」などのメッセージを出すなど、対策が考えられるかもしれない。) このように、最近、架空請求等による被害が鳥取県内で多発していることから、①鳥取県消費生活センターなどの担当部局において、一般消費者・県民への注意喚起をさらに強化し、また、県内の銀行等金融事業者に対しては、架空請求等被害の対策を強化するよう鳥取県当局から要請することについて、鳥取県議会として、地方自治法第 125 条の規定により、鳥取県当局に対して求めることをお願いしたい。	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		また、このような被害は、鳥取県のみならず、全国的にも広域的に多発していることから、②鳥取県議会として、地方自治法第 99 条の規定により、国に対し、架空請求等被害に係る対策を講じるよう意見書を提出することをお願いしたい。 ▶陳情趣旨 1 鳥取県消費生活センターなどの担当部局において、架空請求等による被害に関する一般消費者・県民への注意喚起をさらに強化し、また、県内の銀行等金融事業者に対して架空請求等被害の対策を強化するよう鳥取県当局から要請することについて、鳥取県議会として、地方自治法第 125 条の規定により、鳥取県当局に対して求めること。 2 鳥取県議会として、地方自治法第 99 条の規定により、国に対し、架空請求等被害に係る対策を講じるよう意見書を提出すること。	
30 年－ 3 (30. 2.15)	生活環境	電子商取引における景品表示法等の適用に係る消費者・事業者への注意喚起及び消費者庁等関係機関への意見書の提出について ▶陳情理由 企業が懸賞広告を実施する際には、消費者の射幸心を過度にあおることを防止し、本来の商品の質を確保し、不当な顧客の誘引を防止し、もって一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）において、購入額に対して当選者に与えることのできる経済的価値の上限が定められている。しかし、これを守らない事業者も存在する。 1 はじめに 鳥取県民を含め多くの人を使う無料電話・通信アプリ「LINE」を提供する LINE 株式会社は、年末年始に、同アプリを利用した「お年玉キャンペーン」と称して、電子的なくじが付いた「年賀スタンプ」を、1 種類当たり 120 円（税込）で販売した。スタンプとは、メッセージを相手に送る際に、メッセージを図画で	個人 (倉吉市)

福祉生活病院常任委員会・陳情

		彩り、感情を表現するためのデコレーションであり、1つのスタンプの購入につき10個のくじが付与される。これをメッセージを受け取った相手が開封すると、抽選によって1円から100万円までの金額が当たる仕組みとなっている（はずれを含む。）。100万円は、100名に当たるとされており、賞金金額は総額2億1,400万円にも及ぶ。年賀状期間の前後には、同社からスタンプの購入を呼びかけるLINEメッセージが届いたり、同社ツイッターアカウントには「当たりが出ました」「まだ当たりはあります」という旨の書き込みも多くあった。 具体的には、当せん金額100万円の場合は現金で当せんし、当せん金額1万円又は1千円の場合は金銭的価値を有するLINEpay（クレジットカード加盟店で使えるプリペイド）残高が付与され、当せん金額がそれ以下の場合はLINEpay残高に変換できるポイントの形で付与され、JCB加盟店などで使える仕組みとなっている。本件は、次に記載するように、景品表示法違反の蓋然性が高いと思われる。 2 景品表示法の規定 本件は、物品の購入者に対し、100万円という金額を、抽選という偶発的な事象に委ねて当せん者に分配する点において、取引に付随する、いわゆるクローズド懸賞である。 懸賞広告（民法529条以下）は、オープン懸賞と、クローズド懸賞に大別される。前者は、新聞、テレビ、雑誌、ウェブサイト等で企画内容を広く告知し、商品・サービスの購入や来店を条件とせず、郵便はがき、ウェブサイト、電子メール等で申し込むことができ、抽選で金品等が提供される企画をいい、後者は、商品・サービスの購入等の取引が条件になっているものをいう。 クローズド懸賞においては、消費者の金銭の出えんを伴うことから、事業者が過大景品を提供することにより消費者が過大景品に惑わされて質の良くないものや割高なものを買わされてしまうことや、消費者の射幸心をあおることを防止し、また、過大景品による競争がエスカレートすると、事業者は商品・サービスそのものでの競争に力を入れなくなるおそれもあることから、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため、景品表示法において、景品規制	
--	--	--	--

		がなされている。付言するなら、高額な懸賞賞品を提供するとして顧客を誘引したはいいが、実は賞品が用意されていなかったということもあり得て、実際に、某懸賞雑誌を販売する出版社において、自社の懸賞雑誌の購入を条件にしたクローズド懸賞において、実際には賞品が必要数用意されていなかった事件も報道されていた。 景品表示法上の「景品類」とは、(1) 顧客を誘引するための手段として、(2) 事業者が自己の供給する商品・サービスの取引に付随して提供する (3) 物品、金銭その他の経済上の利益であり、景品類に該当する場合は景品表示法に基づく景品規制が適用される。 また、商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供することを懸賞といい、本件のような一般懸賞においては、懸賞となる取引価額が 5,000 円未満の場合は取引価額の 20 倍まで、取引価額が 5,000 円以上の場合は 10 万円までとなっている。 たとえば、前者は、100 円のお菓子を買ったなら 2,000 円までの賞品が当たるケースが合法となり、後者は、電気店で 5,000 円の購買につき抽選券が 1 枚もらえて、それで 10 万円相当のハワイ旅行が当たるケースなどが合法となるものである。一方、本件は、顧客を誘引するために、スタンプの購買という取引に付随して、100 万円という金額の経済的利益をくじ等の偶然性によって提供する点において、景品表示法違反となる蓋然性が高い。 3 結論 上記記載のように、購入金額に比して著しく高額な当せん金額の懸賞を実施することは、景品表示法に違反することに鑑み、消費者庁等の関係省庁に対し、事業者が懸賞広告を実施する際、景品表示法を遵守すべきことを周知するよう求める意見書を地方自治法第 99 条に基づき提出することをお願いしたい。さらに、鳥取県の関係部局においても、消費者に対して、スタンプ等商品の販売に付随する懸賞広告や景品表示法等について、注意喚起をお願いしたい。	
--	--	--	--

		▶陳情趣旨 1 鳥取県議会として、消費者庁等の関係省庁に対して、事業者が懸賞広告を実施する際には景品表示法の規定を遵守すべきことを周知するよう求める意見書を、地方自治法第 99 条に基づき提出すること。 2 鳥取県の関係部局においても、消費者に対して、商品の販売に付随する懸賞広告や景品表示法等について、注意喚起すること。		
--	--	--	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 4 (30. 2.19)	地域振興	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について ▶陳情理由 国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017 年 7 月 7 日の国連会議で国連加盟国の約 3 分の 2 に当たる 122 カ国の賛成で採択された。 核兵器禁止条約は第 1 条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理に下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。同年 9 月 20 日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続が始まった。 この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、同年 12 月 10 日には 2017 年のノーベル平和賞が核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) に授与された。 平和首長会議は同年 8 月の第 9 回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する」、「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の 1 日も早い発効を求める」とする核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を可決した。 核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきである。 ▶陳情趣旨 鳥取県議会において、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を国へ提出すること。	ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会会長	

